

# 羽生総合病院の 新築計画について

藤倉 宗義議員

・質問 羽生総合病院は、総合的な救急医療機関を求める市民の強い声によって、昭和五十八年九月に開業した。現在、新築計画があると聞

・質問 現在の場所周辺では、新築は不可能なのか、それ以外の市街化調整区域では、病院の建設に当たってどういう規制がいつからかかるのか伺いたい。

・答弁(助役) 羽生総合病院のベッド数は三百十一で市内医療機関の総ベッド数の約六十六%に当た

る。また市消防本部の救急搬送実績は、平成十七年度で、一日平均五・四五人である。一刻を争う患者や、乳幼児を持つ母親等も、安心感を持って受診できる病院と捉えており、市としても、市内の基幹病院の役割を果たすものと認識している。

現在の場所建て替えるには、区画整理事業の計画変更を併せ、調整区域への都市計画変更が条件となる。

もし別の場所へ移転する場合、市街化区域内においては



羽生総合病院

一定の区域を除き建築が可能だが、現状でまとまった敷地を確保することは難しい。

一方、市街化調整区域では、まちづくり三法の改正で、平成十九年十一月三十日以降は、病院建設についても規制が厳しくなることが予想される。

市としては、市内での建て替えであれば、引き続き本市の中核的医療機関として、貢献していただけるものと考えている。

## その他の質問

・お客様満足度 1の町づくりを

・南中学校の吹奏楽部の設置について

# 特別支援教育と 特別支援学級について

齋藤 隆議員

・質問 平成十九年四月より、特殊学級が特別支援学級に改められる。これは、従来の障害児に加え、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもたちにも支援を行うものである。そこで、当市においても全校の設置を検討すべきと思うが見解を伺う。

更に、障害児のための学習・生活の支援計画を立てることに對して、どう考えるか。

・答弁(教育次長) 特別支援学級については、県の設置基準があり、最低でも三名以上の入級希望があること、更に学級を継続していくためには、継続的な希望者がいることが条件となっている。

しかしながら、現実的にこの基準に達せず、設置ができない学校において、市では平成十七年度から市内全校に教

職員の中から特別支援教育コーディネーターを選び出し、幅広く発達障害についても支援できる体制を整備している。

さらに、羽生市教育研修センターに、専門性を有するコーディネーター支援員を配置し、各学校へ指導するシステムを検討している。

次に、手子林小学校の特別支援学級の設置については、今後、入級する見込み児童を把握するとともに、設置に向けて努力していきたい。

最後に、障害をもつ子ども

たちへの支援計画については、昨年度の調査では、市内の児童・生徒約五千人のうち、3%にあたる百四十九人が発達障害の可能性があるという結果が出た。本年度も、引き続き実態の正確な把握に努めるとともに、当面は、各校個別の支援計画の作成について指導、支援していきたい。

## その他の質問

・都市公園の整備及び管理について